

運転者適性診断受診料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、助成対象認定機関（以下「認定機関」という。）において、適性診断を受診した場合、受診費用の一部を助成することとし、トラック運送事業における交通事故防止に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、平成30年4月1日から平成31年3月末日までに、千葉県内の営業所に勤務する運転者等が受診する次に区分される適性診断で、千葉県内で受診するものに限る。

- 1) 一般診断
- 2) 初任診断
- 3) 適齢診断

(認定機関)

第4条 認定機関は、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき、国土交通大臣から認定された、別表1に定める適性診断実施機関とする。

2. 別表1に定めた認定機関以外は、条件等を確認した後、別途認定機関とすることができる。

(助成金額及び助成上限人数)

第5条 助成金額は、別表2に定める額とし、助成上限人数は一事業者当り、被牽引車を除く会費請求台数までとする。

但し、一事業者当りの上限を100名とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、認定機関へ助成金額を差し引いた額を支払うこととする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、認定機関から受診者の報告があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
 - 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、これまでに発出された助成金に関する要綱・通知等は、平成28年3月31日をもって廃止する。

(一部改正) 本要綱は、平成29年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成30年4月1日より実施する。

【別表1】認定機関一覧

(平成30年4月1日 現在)

	認定機関名	所在地
1	独立行政法人自動車事故対策機構 千葉支所	千葉市美浜区中瀬2-6-1
2	ヤマト・スタッフ・サプライ 株式会社	東京都江東区青海2-4-32 タイム24ビル11F北棟
3	一般社団法人千葉県トラック協会	千葉市美浜区新港212-10
4	市原興業 株式会社	市原市五井8840
5	東洋自動車 株式会社(東洋自動車教習所)	旭市鎌数5146
6	株式会社 大佐和自動車教習所	富津市千種新田88

【別表2】認定機関別助成金額

(平成30年4月1日 現在)

	認定機関名	一般診断	初任診断	適齢診断
1	独立行政法人自動車事故対策機構 千葉支所			
	1) 千葉支所での受診	2,300円	2,300円	2,300円
	2) 貸出含む事業者のナスバネットでの受診	1,100円	1,100円	1,100円
	3) 支部又は協同組合のナスバネットで受診	2,300円	2,300円	2,300円
2	ヤマト・スタッフ・サプライ 株式会社	2,300円	2,300円	2,300円
3	一般社団法人千葉県トラック協会適性診断事業課	2,300円	2,300円	2,300円
4	市原興業 株式会社	2,300円	2,300円	2,300円
5	東洋自動車 株式会社(東洋自動車教習所)	2,300円	2,300円	2,300円
6	株式会社 大佐和自動車教習所	2,300円	2,300円	2,300円

※独立行政法人自動車事故対策機構と「適性診断測定業務に係る契約」を締結している認定機関に関しては、業務の対価を上限とする。